

年末の交通安全県民運動実施要綱

令和6年12月11日(水)～12月31日(火)

運動の目的	この運動は、県民一人一人が、交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践することにより、交通事故を防止することを目的とする。		
運動の進め方	実施機関・団体は、相互の連携を密にして、地域や組織の実情に即した実効性のある交通安全運動を展開する。		
運動の重点及び実施事項			
重点	夕暮れ時以降の交通事故防止～横断歩道マナーアップ運動の推進～	飲酒運転の撲滅	自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
運転者・歩行者は	<ul style="list-style-type: none"> ○ 夕暮れ時の早めのライト点灯、夜間の対向車や先行車がない状況でのハイビームの活用に努めましょう。 ○ 横断歩道に横断者がいる時は、一時停止して横断者を優先させましょう。 ○ 夕暮れ時以降に外出するときは、反射材用品や明るい服装を着用しましょう。 ○ 横断する時は、車が確実に停止するのを待ち、近くに横断歩道がある時は、必ず横断歩道を利用し、横断中も周囲の安全を確認しましょう。 ○ 高齢者は加齢に伴う身体機能の変化を理解し安全な交通行動を心掛けましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲酒するときの体調と翌日の運転予定を考えて、「適正飲酒」を心掛けましょう。 ○ 二日酔い運転しないよう、運転前にアルコールが残っていないか確認しましょう。 ○ 飲酒運転は犯罪です。「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない、そして見逃さない」ことを徹底しましょう。 ○ 飲酒運転を見掛けたら必ず110番通報しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車等に乗る際はヘルメットを着用しましょう。(※1) ○ 自転車等は車両であり、車道通行が原則、歩道は例外です。交通ルールを守り、歩道では必ず歩行者を優先しましょう。 ○ 自転車保険に必ず加入しましょう。 ○ 「自転車安全利用五則」を守りましょう。(※2) ○ 特定小型原動機付自転車の正しい知識と交通ルールを理解し、安全に利用しましょう。
家庭・学校・地域・職場では	<ul style="list-style-type: none"> ○ 夕暮れ時以降の視認性について認識を深め、早めのライト点灯、夜間のハイビームの活用を呼び掛けましょう。 ○ 横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務を周知しましょう。 ○ 加齢による身体機能の変化を補うため時間帯等を考えて運転する補償運転を周知しましょう。 ○ 反射材用品等の視認効果や使用方法を確認し、着用を呼び掛けましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲酒運転による事故の悲惨さや責任の重さについて話し合いましょう。 ○ 飲酒運転通報訓練を始めとする研修会の実施などに取り組みましょう。 ○ 運転前後の従業員に対し、酒気帯びの有無を確認しましょう。 ○ アルコール検知器を活用しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭、学校、職場でヘルメットの着用を呼び掛けましょう。 ○ 「ながらスマホ」「飲酒運転」の危険性について話し合いましょう。 ○ 従業員に対して、安全利用に関する指導や業務で使用する自転車の保険加入状況について確認しましょう。 ○ 自転車の定期的な点検整備に努めましょう。
実施機関・団体は	<ul style="list-style-type: none"> ○ 夕暮れ時の早めのライト点灯、反射材用品の着用等を促す広報啓発活動や交通安全教育を推進しましょう。 ○ 歩行者と運転者双方の交通安全意識を高める横断歩道マナーアップ運動を推進しましょう。 ○ 街頭での交通安全指導、通学路等における保護誘導活動を推進しましょう。 ○ セーフティ・サポートカーの普及を促進しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡県飲酒運転撲滅条例の周知に努めましょう。 ○ アルコールが運転操作に与える影響やアルコールの分解に要する時間等について理解を深める広報啓発活動や交通安全教育を推進しましょう。 ○ 飲酒撲滅宣言企業(宣言の店)に登録し、「ハンドルキーパー運動」を推進しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車等の交通ルールの遵守とヘルメット着用の促進を図る広報啓発活動や交通安全教育を推進しましょう。 ○ 参加・体験・実践型の交通安全教育を推進しましょう。 ○ 改正道路交通法の内容及び福岡県自転車条例の周知に努めましょう。
○ ホームページやSNS等による情報発信に積極的に取り組みましょう。			

※1 自転車等・・・自転車及び特定小型原動機付自転車をいう。

※2 自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用